

# 大分県報

令和八年  
号外（二七）  
三月三十一日

（火曜日）

## 目次

### 規則

大分県行政組織規則の一部改正	一
大分県事務委任規則の一部改正	四
職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正	五

### 規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 大分県規則第十号

#### 大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十四条の二十五」を「第四十四条の二十四」に改める。  
第三条第一項の表の福祉保健部の項中

子ども未来課	子ども企画班、子育て支援班、幼児教育・保育班、母子保健班
子ども・家庭支援課	家庭支援班、子ども育成支援班
障害福祉課	管理・計画班、施設支援班、自立・療育支援班、精神保健福祉班

を

子ども政策局	子ども未来政策課	障害福祉課	管理・計画班、障害者支援班、精神保健福祉班
子ども・家庭支援課	子ども政策局	子ども政策局	子ども政策班、子育て支援班、幼児教育・保育班、母子保健班
障害児支援班	子ども政策局	子ども政策局	家庭支援班、子ども育成支援班、障害児支援班

に改め、同表の商工観

光労働部の項中「経営創造班」を「スタートアップ推進班」に、「観光産業振興班」を「観光誘致促進班」に改め、同表の農林水産部の項中「水田畑地化・集落営農課」を「農地活用・営農推進課」に改め、同条第二項の表の観光政策課の項を削る。

第四条第六項の表中

交通政策局  
防災局  
観光局

を

交通政策局  
子ども政策局  
防災局  
観光局

に改め、同表の水田畑地化推

進監の項中「水田畑地化推進監」を「地域営農推進監」に、「水田畑地化・集落営農課」を「農地活用・営農推進課」に、「水田の畑地化」を「地域営農の推進」に改め、同表の景观・まちづくり推進監の項を削る。

第十一条の二第四号中「及び特例給付」を削る。

第十二条の二中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第十九条第十九号及び第二十号第十二号中「子ども未来課」を「子ども未来政策課」に改める。

第二十条の二第五号中「食品表示法」の下に「（平成二十五年法律第七十号）」を加える。

第二十一条の四を削る。

第二十一条の三第一号中「子ども未来課及び障害福祉課」を「及び子ども未来政策課」に改め、同条第二号中「子ども未来課及び障害福祉課」を「障害福祉課及び子ども未来政策

課」に改め、同条第四号中「特別障害者手当等」を「特別障害者手当」に改め、同条第九号中「こども未来課」を「こども未来政策課」に改め、同条に次の二号を加える。

十三 発達障害者支援法の施行に関する事務のうち、発達障害児に関すること

十四 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）の施行に関すること

第二十一条の三を第二十一条の四とする。

第二十一条の二の見出し及び同条中「こども未来課」を「こども未来政策課」に改め、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第三号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「事業（）」の下に「障害福祉課及び」を加え、「及び障害福祉課」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「認可並びに」を「認可、」に改め、「療養給付等」の下に「並びに保育所等における虐待に係る対応」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 こども政策の総合企画及び調整に関すること

第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一号を加える。  
（障害福祉課の分掌事務）

第二十一条の二 障害福祉課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行に関すること（保護・監査指導室及び障害者社会参加推進室の所掌に係る事項を除く。）

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の施行に関すること（障害者社会参加推進室の所掌に係る事項を除く。）

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の施行に関すること（保護・監査指導室及び障害者社会参加推進室の所掌に係る事項を除く。）

四 社会福祉法の施行に関する事務のうち、社会福祉法人（障害者（児）に係るものに限る。）に関すること

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の施行に関すること

六 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）の施行に関すること（こども・家庭支援課の所掌に係る事項を除く。）

七 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の施行に関すること

八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の施行に関すること

九 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）の施行に関すること

十 障害者基本計画に関すること

十一 特別障害者手当の支給に関すること（障害者社会参加推進室の所掌に係る事項を除く。）

十二 心身障害者扶養共済制度に関すること

十三 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに関すること

十四 障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行に関すること

十五 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）の施行に関すること

十六 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成二十八年大分県条例第十五号）の施行に関すること

十七 大分県手話言語条例（令和三年大分県条例第一号）の施行に関すること

十八 その他身体障害者福祉、知的障害者福祉及び精神障害者福祉に関すること

十九 障害者社会参加推進室の庶務に関すること

第二十三条の二第五号中「（平成二十五年法律第七十号）」を削り、同条中第二十七号を第二十八号とし、第七号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）の施行に関すること（地域農業振興課の所掌に係る事項を除く。）

第二十三条の四第二十一号を削り、同条第二十二号を同条第二十一号とする。

第二十三条の六中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条の二第五号中「ベンチャー企業」を「スタートアップ等」に改める。

第二十四条の三第一号中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

第二十八条の二中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条に次の五号を加える。

九 観光客の誘致に関すること

十 国際観光の推進に関すること

十一 グリーン・ツーリズム等の推進に関すること

十二 訪日教育旅行の推進に関すること

十三 通訳案内業に関すること

第三十条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十四号までを一  
号ずつ繰り上げる。

第三十一条及び第三十一条の二（見出しを含む。）中「水田畑地化・集落営農課」を「農  
地活用・営農推進課」に改める。

第三十二条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 地産地消の推進に関すること

第四十一条中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二  
号の次に次の一号を加える。

三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関すること

第四十三条の四中第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号  
の次に次の一号を加える。

三十 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）の施行に  
関すること

第四十四条の九第二号中「及び保護・監査指導室」を削り、同条第六号中「特別障害者手  
当等」を「特別障害者手当」に改め、「及び保護・監査指導室」を削る。

第四十四条の十第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の施行に関すること

第四十四条の十二第七号中「消防防災無線」を「防災行政無線等」に改める。

第四十四条の十六を削り、第四十四条の十七を第四十四条の十六とし、第四十四条の十八  
から第四十四条の二十五までを一列ずつ繰り上げる。

第五十三条の二中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第四  
十二号までを一列ずつ繰り上げる。

第五十四条第一項の表の大分県東部振興局の項及び大分県中部振興局の項中「集落営農・  
水田畑地化班」を「地域営農・水田活用班」に改め、同表の大分県南部振興局の項中「営  
農・畑地化・畜産班」を「営農・水田・畜産班」に改め、同表の大分県豊肥振興局の項中  
「集落営農・水田畑地化第一班、集落営農・水田畑地化第二班」を「地域営農・水田活用第  
一班、地域営農・水田活用第二班」に改め、同表の大分県西部振興局の項中「集落営農・水  
田畑地化班」を「地域営農・水田活用班」に改め、同表の大分県北部振興局の項中「集落営  
農・水田畑地化第一班、集落営農・水田畑地化第二班」を「地域営農・水田活用第一班、地  
域営農・水田活用第二班」に改める。

第五十六条の表の大分県中部振興局の項中「大分高等技術専門校」の下に「、農林水産研

究指導センター」を加える。

第六十七条の表の大分支所の項中「相談支援第三班」の下に「、相談支援第四班」を加え  
る。

別表の総務部の部の県政情報課法務室の款の大分県公益認定等審査会の項に次の一号を加  
える。

三 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第三十八条において準用する同法第  
三十四条第一項及び第三項の規定により諮問された公益信託認可の申請に対する処分等

に係る事項に対する答申その他同法によりその権限に属せられた事項に関すること。

別表の総務部の部の学事・私学振興課の款の大分県私立学校審議会の項中「第九条」を  
「第八条」に改め、同表の福祉保健部の部のことも未来課の款を削り、同部の障害福祉課の  
款の大分県障害児通所給付費等不服審査会の項を削り、同部に次のように加える。

ことも未 来政策課	おおいた子ど も・子育て応 援県民会議	一 子ども・子育て支援法第七十二条第四項の規定によ り子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画 的な推進に関し必要な事項の調査審議等を行うこと 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第二十五条の規定により幼保連 携型認定子ども園の設置の認可等に係る事項を調査審 議すること
ことも・ 家庭支援 課	大分県障害児 通所給付費等 不服審査会	児童福祉法第五十六条の五の五第二項において準用する 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律第九十八条第一項の規定による市町村の障害児通 所給付費等に関する処分に対する不服の審査に関するこ と

別表の生活環境部の部の防災対策企画課消防保安室の款の大分県救急搬送協議会の項中  
「大分県救急搬送協議会」を「大分県救急業務協議会」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（大分県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正）

2 大分県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和四十年大分県規則第十四号）の一  
部を次のように改正する。

第五十号様式中「大分県福祉保健課子ども・家庭支援課」を「大分県福祉保健課子ども

政策局子ども・家庭支援課」に改める。

（児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正）

3 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「大分県福祉保健部子ども・家庭支援課、障害福祉課」を「大分県福祉保健部子ども政策局子ども・家庭支援課」に改める。

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十一号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。別表第一の二の項を次のように改める。

<p>一 職員の服務に関する事務</p> <p>この項中職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）を「施行規則」という。</p>	<p>一 条例第四条第一項の規定に基づき、地方機関の長及び所属職員（以下この項中「所属職員等」という。）の休日日を指定すること。</p> <p>二 条例第十五条第六項の規定に基づき、所属職員等の勤務時間の割振り等を行うこと。</p> <p>三 条例第十五条第八項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、所属職員等の週休日の振替等を行うこと。</p> <p>四 条例第十五条の四第一項の規定に基づき、所属職員の時間外勤務代休時間を指定すること。</p> <p>五 施行規則第十一条の六の規定に基づき、所属職員等の勤務時間の割振り等を変更すること。</p> <p>六 施行規則第十一条の七第二項の規定に基づき、所属職員等に対し、育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。</p> <p>七 施行規則第十一条の七第三項の規定に基づき、所属職員等から育児介護等職員に該当しないこととなつた旨の届出を受け受理すること。</p> <p>八 所属職員の事務分担を決定すること。</p>
---	--

別表第三の保健所の長の部の一の款の一の項第八号中「第八条」を「第八条第一項」に改

め、同款の三十九の項を次のように改める。

三十九 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下この項中「法」という。）に関する事務

この項中住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第二号）を「施行規則」という。

- 一 法第三条第一項の規定に基づき、住宅宿泊事業を営む旨の届出を受け受理すること。
- 二 法第三条第四項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受け受理すること。
- 三 法第三条第六項の規定に基づき、廃業等の届出を受け受理すること。
- 四 法第八条第一項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、宿泊者名簿の提出を要求すること。
- 五 法第十四条の規定に基づき、届出住宅に人を宿泊させた日数等の報告を受け受理すること。
- 六 法第十五条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 七 法第十六条第一項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 八 法第十六条第二項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊事業の廃止を命ずること。
- 九 法第十六条第三項の規定に基づき、命令をした理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知すること。
- 十 法第十七条第一項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関する報告を求め、又は当該職員に届出住宅等に立ち入り、業務の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 十一 法第三十六条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定に基づき、住宅宿泊管理者に対し、宿泊者名簿の提出を要求すること。
- 十二 法第四十一条第二項の規定に基づき、住宅宿泊管理者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 十三 法第四十五条第二項の規定に基づき、住宅宿泊管理者に対し、その業務に関する報告を求め、又は当該職員に営業所、事務所等に立ち入り、業務の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 十四 施行規則第四条第五項の規定に基づき、届出者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類する証明書類を提出させること。
- 十五 施行規則第四条第六項の規定に基づき、書類の一部

を省略させること。  
十六 施行規則第四条第七項の規定に基づき、届出者に届出番号を通知すること。

## 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

## 大分県規則第十二号

### 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを「（行政職給料表に相当する職務の級）」に改め、同条中「職員で職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号）第六条第二項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける者を除き、同条同項に規定する給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級」を「条例第二条第一項第五号に規定する「これに相当する職務の級」」に改める。

第五条から第十七条までを次のように改める。

（条例第二条第一項第八号に規定する規則で定める者）

**第五条** 条例第二条第一項第八号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者
- 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者
- 三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者
- 四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を営業者
- 五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- 六 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者

七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（県との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

（職員以外の者への旅費の支給）

**第六条** 県の機関が職員以外の者に旅行を依頼した場合における帰路の旅費は、用務終了後に帰着地を確認の上支給することができる。

（喪失した旅費）

**第七条** 条例第三条第八項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額とする。ただし、その額は現に喪失した旅費で証明できる額を超えては支給しない。

一 現に所持している旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額（切符類については購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

（旅行命令簿等）

**第八条** 条例第四条第四項に規定する旅行命令簿等の記載事項は、旅行者の職名、氏名、命令年月日、用務及び用務地、旅行期間並びに旅費額とする。

2 前項に規定する記載事項のほか、旅行者は、旅行命令簿等が必要と認める事項を記載することができる。

3 旅行命令簿等は、条例第四条第四項の規定により旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合においては、大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年大分県条例第三号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第四条第一項の規定により、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と旅行命令等を受ける職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

- 4 前項の場合に電子計算機に入力する事項は、第一項及び第二項に規定する事項とする。
- 5 条例第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(自家用車旅行に係るその他の交通費の計算方法)

- 2 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車(任命権者が定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。以下同じ。)を使用した旅行(以下「自家用車による旅行」という。)をする場合のその他の交通費は、当該自家用車を使用した全路程を通算して計算する。ただし、条例第十条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

- 2 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車に同乗して旅行する場合には、その他の交通費は支給しない。
- 3 その他の交通費の計算をする際に用いる路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(公用車等利用の場合の旅費)

- 第十條 公用車等によつて旅行する場合においては、鉄道賃、船賃、その他の交通費等は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により次の各号に掲げる料金を必要とした場合は、当該各号に定める額を支給することができる。

- 一 駐車場利用料金 旅行者が現に支払つた駐車場利用料金の額
- 二 有料道路利用料金 旅行者が現に支払つた有料道路利用料金の額
- 三 船舶による自動車航送運賃 旅行者が現に支払つた自動車航送運賃の額

- 2 前項ただし書の規定は、自家用車による旅行の場合について準用する。

(宿泊費基準額等)

- 第十一條 条例第十八条に規定する規則で定める額は、別表第三のとおりとする。
- 2 旅行が二日以上にわたる場合で、県内旅行に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、宿泊費及び包括宿泊費は支給しない。ただし、公務の必要上又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要し、それが承認された場合は、この限りでない。

(宿泊手当の制限)

- 第十二條 条例第二十条第二項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 条例第二十条第一項で定める額の三分の二の額

- 二 条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例第二十条第一項で定める額の三分の一の額

- 三 移動中に宿泊する場合であつて、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族等移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合 条例第二十条第一項で定める額の三分の一の額

- 四 旅行者が、旅行中自宅等(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合 零円

- 五 旅行が二日以上にわたる場合であつて、県内旅行に該当する場合(ただし、公務の必要上又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要し、それが承認された場合を除く。) 零円

(条例第二十一条第一号に規定する規則で定める公共交通機関)

- 第十三條 条例第二十一条第一号に規定する規則で定める公共交通機関とは、一般乗合用バス、鉄道、航空機及び船舶(公用のものを除く。)をいう。

(転居費の算定方法等)

- 第十四條 条例第二十二条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択させるときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、見積額が五十万円以下(赴任の際に家族等が転居する場合にあつては、百万円以下)のときは、複数の運送業者の見積りは省略することができる。

- 二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- 三 旅行者が宅配便又は自家用車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額(当該運送に要する額に家財の運送以外の用に供する額が含まれる場合にあつては、当該家財の運送以外の用に供する額に相当する額を除く。)を転居費の額とする方法

- 四 その他知事の定める方法(やむを得ない事情により、前三号に掲げる方法により難しい場合に限る。)

- 2 前項の算定に当たつては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族等が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける

場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(条例第二十三条に規定する規則で定める方法)

**第十五条** 条例第二十三条に規定する規則で定める方法は、五夜分の宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の合計額に、現に宿泊した五夜を超える夜数分の宿泊費及び旅行雑費の合計額を加えた額を着後滞在費の額とする方法とする。この場合において、旅行雑費の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 赴任に伴う転居前及び転居後の居住地が、同一の都道府県の区域内(県外特定区域を含む。)の場合 二百円
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 八百円

(転居費等の支給制限)

**第十六条** 新たに採用された職員又は転任を命ぜられた職員が、採用の日又は転任を命ぜられた日から三月以内に新在勤地又は新在勤地以外の地に住居を移転しない場合には、転居費、着後滞在費及び家族等移転費は支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情によりその期間内に住居を移転し難いことについてあらかじめ承認を得た場合にあつてはこの限りでない。

(遺族の旅費)

**第十七条** 条例第二十八条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 職員が条例第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
    - イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
    - ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
  - 二 条例第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から居住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)
- 2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第二条第一項第七号に掲げる順序による。
- 第十九条第一項を次のように改める。
- 条例第十一条第一項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 次号に規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、旅費請求書
  - 二 条例第三条第一項に規定する赴任に係る旅費又は同条第二項第一号若しくは第六項の規定により転居費、着後滞在費、家族等移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費請求書
- 第十九条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、」を削り、「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。
- 第二十条第一項中「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 赴任に伴う旅費を請求する場合には、転居に係る支払を証明する書類、転居の事実を証明する書類、同居の家族であることを証明する書類又は扶養親族であることを証明する書類(家族等の転居に要する費用を含む場合に限る。)及びその他必要とする書類
- 第二十条第一項第二号中「第二十三条第三項」を「第二十四条第三項」に、「扶養親族」を「家族等」に改め、同項第三号中「第三十条第一項又は第三項」を「第二十八条」に改め、同項第四号を次のように改める。

- 四 前三号に規定する旅費以外の請求においては、次のイからニまでに掲げる旅費の区分に応じ当該イからニまでに定める書類
  - イ 鉄道賃、船賃又は航空賃 その運賃の等級及び額を証明するに足る書類
  - ロ その他の交通費 その支払を証明するに足る書類
  - ハ 宿泊費又は包括宿泊費 その支払を証明するに足る書類及び条例第十八条ただし書に規定する特別な事情があるときは、その事情を証明するに足る書類
  - ニ 着後滞在費 その支払を証明するに足る書類及び条例第二十三条ただし書に規定する公務上の必要その他やむを得ない事情があるときは、その事情を証明するに足る書類

第二十條第二項中「前條第三項」を「前條第二項」に改める。

第二十一條に見出しとして「(概算払に係る旅費の精算)」を付し、同条中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第二十二條に見出しとして「(特別の措置をなした場合における旅費請求書の記載)」を付し、同条中「第十七条」を「第七条」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(給与の種類)

**第二十三条** 条例第三十四条第三項に規定する給与の種類は、給与条例に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤

務手当（給与条例第十四条の三の規定による手当を含む。）、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。  
別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 宿泊費基準額（第十一条関係）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）	
	知事等	職務の級が九級以下の者
北海道	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
青森県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
岩手県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
宮城県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
秋田県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
山形県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福島県	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
茨城県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
栃木県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
群馬県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
埼玉県	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
千葉県	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
東京都	二七、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
神奈川県	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
新潟県	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
富山県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
石川県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福井県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
山梨県	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
長野県	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
岐阜県	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
静岡県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
愛知県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
三重県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
滋賀県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
京都府	二六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
大阪府	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
兵庫県	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
奈良県	一六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
和歌山県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鳥取県	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
島根県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
岡山県	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
広島県	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
山口県	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
徳島県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
香川県	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

愛媛県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
高知県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
福岡県	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
佐賀県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
長崎県	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
熊本県	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
大分県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
宮崎県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鹿児島県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
沖縄県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

第一号様式から第四号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第三十号。以下「改正条例」という。）による改正後の職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号。以下「新条例」という。）第二条第一項第三号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第六項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第三条第六項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第三号に規定す

る旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。